

# 市民憲章

## 第1章

健康なからだど、楽しい家庭をつくる市民になりましょう

## 第2章

自然を愛し、きまわりを守り、暴力を許さぬ市民になりましょう

## 第3章

仕事にはげみ、産業を豊かにする市民になりましょう

## 第4章

知性と若さに満ちた文化を高める市民になりましょう

## 第5章

たがいに助けあい、未来に夢をもつ市民になりましょう

(昭和45年11月3日 制定)



市の木 ななかまど



市の花 すずらん